

台湾における「簡体字論争」

—国民党の「未完の文字改革」とその行方—

菅野 敦志

(要約)

文字の簡略化は、国民党政府が大陸時代に選定・公布したが、実施寸前のところで反対を受けて撤回した経緯がある。だが、大陸時代に棚上げとされた国民党の「未完の文字改革」としての文字簡略化問題は、政府の台湾撤退後に再び持ち上がり、二度の「簡体字論争」として展開をみる。大衆的な要求もあり、簡体字公布の方向に再び傾斜した時期が国民党政府内部にみられたものの、保守派の反対や、対岸の共産党政権の動向などの要因から国民党は繁体字保全の姿勢を堅持することを余儀なくされ、このことは、兩岸における文化的差異性の創出並びに国民党文化政策の文化保守主義的傾向を補強する結果となった。結局「簡体字論争」は棚上げ状態で収束するが、本稿では、台湾における文字改革の是非をめぐって争われたこの論争の考察を通じて、当時の台湾が抱えていた社会的・文化的状況の一側面のみならず、その特殊性についても明らかにする。

はじめに

兩岸では公用語としてほぼ共通の北京語が使用されているが、もし両者の間の「違い」を問うならば、その明確な差異として挙げられるのが両地域で使用される「文字」であろう。周知のとおり、台湾で使用されている文字は「繁体字」¹であり、対岸の中国大陆においては「簡体字」が使用されている。中国大陆では1950年代に中国文字の改革が実施されたことから、現在繁体字は台湾、香港及び世界各地の華人社会を代表する文化的シンボルとして成立しているといつてよく、中華世界において見られるこの文字の「棲み分け」は、目下自明のものとして存在している。しかしながら、台湾において文字改革の契機が全く存在しなかったのかということ、実はそうではない。この、現在のような状況に到達するまでの一連の経緯、すなわち、戦後の台湾において発生した二度の「簡体字論争」²とその内実については、兩岸における文化的差異性の創出という重要な研究課題であるにも拘らず、これまで具体的史料に基づいた実証的な研究は存在してこなかったといえよう³。

近代「中国」における言語問題のなかでも、近代化の推進を図る政府にとって「文字改革」としての文字の簡略化はとりわけ重要な課題として認識されていた。だが、国共内戦での国民党の敗退と、中華民国政府の台湾撤退に伴って確立された兩岸における敵対の構図はその結果を大きく左右することとなる。特に共産党政権が1956年に制定した「漢字簡化方案」は、その後の兩岸の文化的対立を決定付けるものとなった。台湾の国民党政権は、大陸の共産党政権による文字改革の結果として公布の制定された「簡体字」を「伝統文化の破壊である」として非難し、一方

の繁体字を保持することによって伝統文化の保護者として、ひいては中国という国家を統治する正統の後継者としてのアイデンティティを誇示してきた。だが、そもそも簡体字は、国民党政権が1930年代に先んじて研究に着手、選定・公布し、それを実施する寸前までいきかけた経緯があることから⁴、国民党にとっての「簡体字問題」とは、自らが抱える「未完の文字改革」としての未解決の課題でもあったのである。

その棚上げされた文字の簡略化問題は、国民党の台湾撤退後、1950年代初頭と1960年代末期の二度に渡って再提起されるのだが、大きな論争を巻き起こしたこの「簡体字論争」は、当時の文化的諸相を象徴する出来事となる。賛成派と反対派に分かれて繰り広げられたその論争において、争端や議論はどのようなものであったのか、また、その論争は当時の台湾の状況を如何に反映するものだったのだろうか。簡体字採用の方向に傾斜した時期が国民党政府にあったにも拘らず、最終的には繁体字保守の姿勢を堅持せざるを得なかったその過程を明らかにすることは、戦後台湾における「国語」成立過程の考察に際しても重要な示唆を与えるものである。本稿では、台湾における簡体字論争とその意味を考察することで、当時の「台湾」という環境そのものが抱えていた社会的・文化的状況をも浮き彫りにしたいと考える。

第1節 文字改革の希求と「簡体字研究委員会」の成立

台湾において文字の簡略化問題が最初に提議されたのは、国民党政府が台湾に撤退した約1年半後の1951年に遡る。1951年6月に開催された台湾省参議会第11次大会において、省参議員の馬有岳が政府に対して「人民による文字の識別を容易にするため、常用簡易漢字を制定し、普段使用されない古い文字の使用を制限」するよう求めた⁵。4つの理由からなるその提案⁶は議会を通過し、専門家が常用簡易漢字を「通用字」として制定し、一律採用するよう政府に求める決議がなされた⁷。続いてその翌年の1952年1月17日の台湾省参議会臨時大会では、「政府が国字改革運動を進めるよう」、省議員の林湯盤によって再びこの議題が取り上げられた⁸。

このように、台湾社会において漢字の簡略化の問題、及び簡体字の使用は議会の議案として提出されるほど早急な改革の必要性が求められていた事案であったといえよう。簡体字はとりわけ学校教育における重要な問題であったが、それだけでなく、軍や政府機関の公文書にも数多く常用されていたことから、その使用は社会全般的なものであった。簡体字とは、生活の中で身近に存在し、使用されているものの、公的な「国字」として制定されていないがゆえに統一した規格をもたない「平民文化」ともいえるものであった。

その文字簡略化の問題が急展開するのが1953年のことである。それはまず、学校における簡体字の使用を禁止する処置を教育部が下したことから始まる。1953年3月9日、あらゆる形式の簡体字がとりわけ学校教育の現場で多用されていることに対して懸念を抱いた教育部は、「簡体字に関しては現在専門家を招聘して審議中であり、結果が出て公布される以前には学生は簡体字の使用を禁止する」とした「台社教(42)字第1885号」令を通知した⁹。また、この教育部令を受けて、同月の31日には台湾省教育庁も、県や市の地方政府や各学校に対して「学生が簡体

字を書くことを禁止する」とした「教4字第13154号」令を通知した¹⁰。

教育部は学生に対して簡体字禁止令を通知し、簡体字の使用を当面の間「保留」としたが、この処置はあくまで「結果が出て公布される以前には学生は簡体字の使用を禁止する」とした、公布を前提とした形での暫定的な禁止処置であった。簡体字に対する扱いをめぐることは、各地方の議会からも教育部の指導を求める声が寄せられていたこともあり、その具体的な解決策の提示が急務の事項であった。そこで、禁止令を通知した翌月である1953年4月、教育部は専門家らを集めて「文字簡化座談会」を開催し、ここでの検討の結果、簡体字の研究を任務とする研究委員会の発足と、同委員会における簡体字制定後の方針が決められた¹¹。それにより、古来の簡体字の整理と、新たな簡体字の研究、制定を目的¹²とする「簡体字研究委員会」が、専門家や学者らを中心とした18人¹³を招聘して7月に教育部内に成立した。同委員会の成立は、戦後台湾における「文字改革」始動の可能性を示唆する出来事であり、大きな意義を有するものであった。

簡体字研究委員会発足の2ヶ月後である9月14日には、同委員会の委員の一人で考試院副院長の職にあった羅家倫¹⁴が、国民党中央委員会総理記念週において「中国文字は保存する必要があると認められるが、もし文字の保存を欲するのであれば、中国文字を簡略化する必要がある、民衆が学習し易くすべきである」として、字体簡略化の必要性に関して報告を行った¹⁵。羅家倫は簡体字論者の代表的人物であり、大陸において挫折した「簡体字運動」を台湾において提唱すべく尽力した人物である。また、10月21日の立法院教育委員会では、教育部長の程天放が簡体字の合理化問題について言及、「簡体字研究委員会においてはまず600程度の簡体字に対する研究を実施し、確定後は直ちに公布する」旨を述べた¹⁶。

このように、政府は1950年代前半に起こった簡体字整理の動きに対しては極めて積極的な態度で取り組んでいた。とりわけ重要なのは、総統であった蒋介石が簡体字に対して非常に前向きな姿勢を示していたことであろう。蒋介石は、1953年12月16日に開催された第17次総動員運動会報において「教育と大衆の利便のため、国家の立場として簡体字はとても役立つものである。私は賛成であるし、提唱の必要がある」、「簡体字の提唱は極めて重要である」と発言し、簡体字の実施に対して肯定的な態度を示し、研究の実施を明確に指示していた¹⁷。蒋介石は大陸での「簡体字運動」の際にもその重要性を認識していたと思われるが¹⁸、その蒋介石の意思は台湾で再び起こった簡体字整理の動きにおいても明確であった。

とりわけ強調すべきは、この1953年の春から冬にかけて、国民党内および社会的な論調として、簡体字の研究とその採用に向けた動きが一気に加速する様相をみせていたことである。総動員運動会報における蒋介石の指示からも明らかであるように、大衆的な必要性からその実施が求められていたこともあり、当時の台湾社会では簡体字の公布・制定に向けた作業が急速に進み始めていた。この戦後初期にみられた動きは、大陸時代の国民党自身による研究蓄積もあったことから、「地方民意機関から開始され、言語専門家の研究を経た後、中国国民党総裁及び中華民国総統による適切な指示を受け、公布寸前のところまでいった」¹⁹ほどの進展をみせたのである。

第2節 「文字制定程序法」制定要求と羅家倫による反駁

このように、少なくとも1953年の段階において、国民党政府は大陸において挫折した「簡体字公布」に向けて再び前進の動きをみせていた。この中でも、簡体字公布の必要性を最も熱心に主張していたのが羅家倫であった。同年9月の国民党中央委員会総理記念週で、簡体字の必要性に関して行った報告の次の部分からも、彼が将来的な簡体字の公布・制定に対して強い期待抱いていたことをうかがい知ることができよう。

「私は、中国文字は簡略化されるべきだと主張します。その最大の理由は中国文字を保存するためであり、私はローマピンインやその他のピンイン方法にも反対であります。(略) …中国文字を保存するためには、古いしきたりにこだわってはなりません。時代は変化しており、思想を伝達する道具である文字も、同時に変化していかなければなりません。(略) …現代は科学の時代であり、国家は大量生産を必要としております。われわれはこのような時代に見合うように、積極的で迅速な方法をとっていく必要に迫られているのです。」²⁰

党員の前で「古いしきたりにこだわってはならない」、「時代は変化しており、思想を伝達する道具である文字も変化が必要」と述べた羅家倫のその言葉からも、彼の思想的立場が進歩的なものであったことが感じられる。羅家倫がこの報告の中で文字簡略化の目的を「中国文字の保存」とはっきりと述べているように、対岸の共産党が、最終的には簡略化された文字から表音文字への移行を改革の最終目的と位置づけていたこと²¹とは異なり、台湾においては漢字の簡略化という手段でもって大衆に文字を広め、それをもって中国文字のラテン化を防止するという発想に基づくものであった。

「文字のラテン化を防ぐために簡略化をする」という、共産党とは異なる目的によって文字の簡略化を主張した羅家倫であったが、しかし、大陸で一度は挫折した「簡体字運動」を彼はなぜ台湾で再び振起させようとしたのだろうか。これに対する答えの糸口は、羅家倫の経歴を知ることで見つけることができるだろう。

羅家倫は大陸時代、北京大学の在学中に「五四運動宣言」を起草するなど、五四運動における学生リーダーの一人であった。羅家倫は、傅斯年らと共に「新潮社」を創設、『新潮』を発刊し、封建論理や封建文学に対する批判活動を展開するなど²²、五四運動を代表する人物の一人であった。そのような羅の思想には改革と進歩に対する非常に強い信念が見受けられ、また、教育問題や国語問題に対しても彼は強い関心を示していた。大陸時代、中央政治会議において簡体字方案が提出された際、同方案に対して全面的な支持を表明した二人のうちの一人が羅家倫であったこともあり(もう一人は国語運動で名高い党国元老の呉稚暉)²³、台湾における簡体字の最推進に傾ける情熱は人一倍であったと思われる。

すでに述べたように、教育部には簡体字研究委員会が発足し、簡体字の選定・公布に向けた準備が進められようとしていた。だが、同委員会の委員の中でも対外的な発言を積極的に行ってい

た羅家倫が、極めて強い口調で「簡体字による文字改革」の推進を主張したことから、羅の意見が委員会、ひいては政府自身の主張であるとの認識が広まり、次第に中国文字を民族文化の命脈と考える保守派の反対に晒されるようになる。やがて、羅家倫の主張に反発した反対派の立法委員による猛烈な反駁に見舞われたことで、事態はそれまでの趨勢とは逆方向へ向かって急展開する。

1954年2月27日、廖維藩²⁴を始めとした立法委員106人が、羅家倫による文字簡略化の主張に対する非難を立法院において展開し、文字変革の動きを阻止すべく「為制止毀滅中国文字破壞传统文化危及国家命脈特提議制定文字制定法以固国本案」（以下、「文字制定程序法案」と略称）の制定を要求する²⁵。反対派議員によって提出されたその「文字制定程序法案」の説明文では、同法案提出の理由について冒頭で次のように述べられている。

「近来羅家倫氏が、新たに作り出した簡体字とすでにある簡略化された字でもって現用の字を代替するという中国文字の変革を主張しておりますが、氏は教育部に簡体字研究委員会を設立させ、自ら委員となって文字の変革事項を主事しております。このことは、民族の歴史と伝統文化に極めて大きく関係するものであり、その中国文字の破壊によって国家の命脈がおびやかされるのを防ぐという見地から、ここに文字制定程序法の制定を提議し、これをもって国家基盤を堅固にするのです。」²⁶

この主張の全文は3月1日付けの『聯合報』で大きく紙面を割いて紹介されるが、この「文字制定程序法案」の説明文の中で、羅家倫は「愚かな知識分子」と非難されただけでなく、その簡体字制定に対する働きかけを「大陸の共産党政権と海を隔てて連携」する「共産スパイに類似する行為」として名指しでの誹謗中傷を受けることとなる。

この『聯合報』の記事を読んだ羅家倫は直ちに反論を行い、「簡体字の提唱は極めて必要である」（「簡体字之提唱甚為必要」と題した6篇にも渡る長文を『中央日報』を始めとした各新聞紙上に3月17日から22日に渡り連日掲載した。これは、総動員運動大会会報における蒋介石の発言をそのまま題名に用いていることから、簡体字の提唱が総統蒋介石による提案であり、主張の正当性の所在を強調する意味合いが込められていることがよく分かる。これまでの彼自身の主張の集大成ともいえるその文章で示された簡体字推進の理由とは、簡単にまとめると次の4点であった。

- ①文字の簡略化は中国文字の保存につながる——中国文字のラテン化やピンイン化を防ぐには文字の簡略化が必要である。
- ②文字の簡略化は時間の節約につながる——繁雑な文字を書くことは時間の浪費をもたらすことから、競争が激しい時代においては文字の簡略化が必要である。
- ③文字の簡略化は人々の体力及び気力の節約につながる——現代の青年が学ばなければいけない知識や技術は非常に多く、学習にかかる体力や気力を浪費しないためにも文字の簡略化が

必要である。

④文字の簡略化は多くの大衆に対して利便さを与え、その使用が多く知識の伝播につながる——現在において知識は既に士大夫だけが占有するものではなく、教育を普及させ、国家の基盤を民衆に置き、国家の富強をもたらすためにも文字の簡略化が必要である²⁷。

また、その簡体字選定のための具体的な方法としては、①古代から使用されている簡体字、②漢、魏時代以降の高名な人物による拓本にある簡体字、③宋・元時代以降の木版書にある簡体字、④現在の公文書で常に使用されている簡体字、⑤軍の文書で常に使用されている簡体字、⑥民間で常に使用されている簡体字、といった中から選び出し、部首及び偏旁の簡略化から着手することが示された²⁸。

この羅家倫の文章には『簡体字運動』というタイトルが付けられ、小冊子の形で中央文物供給社から出版されたが、ここから簡体字の是非をめぐる大論争が展開する。反対派の一貫した主張としては、「簡体字の使用は個人の選択に委ねるべきであり、政府による公布・制定と強制使用はされるべきではない」というものであった。簡体字反対のその具体的根拠としては、「簡体字は六書の原則にそぐわないもの」であること、「古文書が読めなくなることから文化的断絶が生じる」こと、「簡体字の公布は繁体字と簡体字の二種類を同時に学習する負担を増加させるだけ」、といった点が挙げられた。だがそれ以上に、対岸の共産党による簡体字研究の動向が「伝統文化の完全な破壊行為」であり、「民族文化の象徴である優美な中国文字を保持しなければならない」という主張が圧倒的であった。

一方で、先に紹介した羅家倫が示した理由の他に、簡体字賛成派による主張として一般的だったのは、「長い間『大雅の堂に登らぬ』とされてきた簡体字を公布することで、正体字と同様の法的地位を与え、文字を大衆化すべき」というものであった。特に強調されたのが、簡体字の推進が「効率化を求める大衆の要求」であること、並びに「文字の簡略化によってもたらされる効率化が『中国の科学化』に直結する」という点であった。時代の変化に伴い、迅速に文字を書くことが社会生活上の効率化に直接的に反映されるとして、文字の簡略化は文字の進歩、すなわち「文明の進歩」につながるものであり、近代化建設に必須であることが主張されたのだった。

第3節 台湾における簡体字問題—「民衆」と「政府」双方の観点から

簡体字問題とは、国民党政府にとってみれば大陸時代から有していた極めて重要な課題であった。文字改革をめぐるのは、大陸時代にも大きな論争が巻き起こされたが、それは文字改革が中国の近代化と密接な関わりを持つと考えられたからであった。だが、台湾に中央政府を移転した後である1950年代初頭に起こった文字改革の希求は、当時の台湾の特殊な社会状況を反映して出現したのもであり、簡体字を推進しようとした動きの裏には、「民衆」²⁹と「政府」それぞれの思惑があった。

まず民衆からの側面であるが、第一に挙げられるのは、戦後の「国語転換に伴う言語習得問題」

である。台湾が中華民国に復帰したことで本省人は「中国人」となったが、当然のことながら、「祖国」への復帰によって本省人がすぐさま新たな「国語」を習得できたわけではない。本省人の多くは時間的及び資源的制約の中で「国語」を習得する責務を負わされたが、その学習は容易なものではなかった。馬有岳といった本省人の議員による「簡易常用字の制定」の提議も、日本語から中国語への言語転換に伴うそのような本省籍社会人士の苦しみを背景になされたものだったと考えられよう。

また同時に、そこには同じ「中国人」であるはずの本省人と外省人との間に潜んでいた「言語をめぐる確執」という問題も指摘できよう。例えば、台湾省国語推進委員会の何容は、1949年11月30日の『中央日報』に「本省国語運動の回顧と希望」と題した文章を寄せ、その文中で本省籍知識人に対する外省籍知識人の態度を戒める文章を書いている³⁰。何容は、「台湾省参議会や他の教育団体が、幾度にわたって常用国字の字数を限定するよう提議を行ってきた」ことに触れ、この本省籍人士の請願は「本省における文化教育の発展のためにほかならない」としたうえで、言語転換の状況下にある本省同胞の困難な立場に理解を示し、外省籍文人が「本省人が文字を知らなさ過ぎるといって咎めることのないよう」注意を促している。このように、教育程度によって差はあるものの、既に「国語」を習得済みである外省籍の「国民」と、そうでない一方の「国語入門者」としての本省籍の「国民」との間の文化的なギャップを早期に解消することを目的としたような「簡体字の普及」を必要とする、そのような背景が存在していたことについてはまず留意すべき必要があるだろう。

だが、民衆からの側面として最も切迫した問題であったと考えるのは、大陸の陥落による大量の外省人の台湾移住により大きく影響を受けた「本省籍子女の教育問題」であると思われる。台湾における最初の文字改革の建議が、国民党政府が台湾に撤退した約1年半後である1951年6月17日の台湾省参議会第1次大会における省参議員の馬有岳による提案であったことはすでに述べたが、「常用簡易漢字の制定」を政府に求めた馬有岳の提案が報じられた同日の『中央日報』の社説では、当時の本省籍青年の置かれた進学状況が以下のように記述されている。

「(略) …最近の2年間、大陸の陥落により奴隷化を望まない多くの愛国青年が続々と最大の反共基地である台湾にやってきている。(略) …現在台湾では普通中学校数及び学生数が日本統治時代と比べると三倍にもなっているが、中学卒業生が入学できる専門以上の学校数の増加率といえば実に微々たるものである。しかも、多くの大陸青年の来台に伴い、本省籍の中学卒業生の一部は大学に入学を希望していても入学することができずにいる。大陸青年の来台によって大学入学の道が閉ざされた本省籍の中学卒業生数は、予想していた以上に多いのである。」³¹

ここから、政府の台湾撤退により多くの外省籍子女との競争を余儀なくされた当時の本省籍子女が置かれた苦境を読み取ることができよう。言語のハンデは多くの本省籍子女の進学問題をより困難なものとしたが、中国語の言語使用能力が明らかに異なる外省籍子女と進学競争を戦うた

めにも、繁雑な中国文字を整理し、簡易な常用文字を制定することは本省籍子女の教育問題において必要とされていたのである。

また、当時の台湾では、国民学校に通う学生の内、進学を希望する学生は課外補習を受けていたが、家庭での課題にかける時間を含めると毎日平均 12~16 時間もの学習時間が必要とされており、その負担の大きさが深刻な社会問題として認識されていた³²。1952 年 1 月 17 日の台湾省参議会臨時大会で「国字改革運動を進めるよう」求めた省議員の林湯盤の提案も、国民学校における生徒の負担を軽減することにその主眼が置かれていたことから³³、本省籍子女の教育問題がいかに簡体字推進要求の原動力となっていたかが容易に理解できよう。羅家倫が簡体字を提唱した理由にも、彼が考試院副院長の立場にあり、学生があまりに難解な国字の学習を余儀なくされ、筆画を間違えただけで試験の点数を引かれてしまうことに心を痛め、留保されてきた文字改革を台湾の地で再び始動させることを決意したものと思われる³⁴。

その一方で、民衆からの思惑とは別に、簡体字推進の動きを後押しするもう一つの重要な原動力として挙げられるのが政府による思惑である。それは、この時期の簡体字論争の特徴として挙げられるのが、中華民国に「復帰」したとはいえ、台湾社会に依然として残り、生き続ける日本統治時代のさまざまな文化的残滓を払拭したいという政府側の強い意向があったことである。

この点について、当時教育部長であった程天放は、1954 年 4 月 24 日に開かれた立法院の会議における報告で次のように述べている。

「(略) …教育部がなぜ簡体字研究委員会を設立させたのか、それは現実的な必要性に基づくものであり、教育部が暇を持て余して設置したものではありません。私が教育部に来てからというもの、彰化県議会、桃園県議会、屏東市議会、台中市議会といった台湾の様々な民意機関からの請願を絶えず受けてきました。その内容というのも、『漢字』が台湾の児童にとって認識が難しく、筆画が多すぎて、読み書きが容易でないという理由から、国民学校の児童が容易に中国の文化を吸収し、中国の文字を認識できるようにするため、政府に対して簡体字の制定を求める議案が、会議を開催するたびに議員側から提出がなされる、というものでした。市や県の議会からこのような声が寄せられただけでなく、省参議会でも 2 年前、児童が読み書きを簡単にできるよう、政府に対して簡体字の制定を求める決議を行っています。(略) また、このような事実もあります。一昨年のことですが、現在、台湾の学校において特に国民学校の教員と学生が、例えば中国の『國』を『口』とし、『歳』を『才』と書くなど、日本統治時代の習慣に基づいた簡体字を書くことが多いことから、こういった類の簡体字に対して提唱すべきか禁止すべきかについて、教育庁が教育部に対して指示を仰いできたのです。われわれとしては、一方で民意機関からの声があり、また一方で教育庁が実際上の問題として指示を求めてきたことから、教育部はこの問題を放置するわけにはいかなくなり、態度を示す必要に迫られたのです。」³⁵

台湾社会では、日本統治時代に大衆に広まった日本式の簡体字が中華民国復帰後も変わらず広

く一般的に使用されていた。注目すべきは、教育部長である程の発言においても、政府の見解としてそのような日本式の簡体字を禁止し、中国式の簡体字を代替として普及させることが教育部における簡体字研究委員会設立の目的の一つとしてはっきりと述べられていることである。計画されていた簡体字の公布は、一般大衆の文字使用に対し、あくまで日本統治時代の遺物としての日本式簡体字の使用を禁止し、中国式の「正しい」簡体字を「公的」規格として提示することを目的とした。要するに、台湾における簡体字論争では、「日本文化の影響を除去し、中国化を促進させるための手段の一つ」として簡体字の重要性が提起されていたのである。

第4節 論争の高まりから鎮静化へ

このようにして台湾における簡体字論争は開始した。だが、簡体字の公布によって繁体字の使用が制限もしくは禁止され、簡体字によって代替されるのではないかという懸念が広まり、この簡体字研究計画は教育部に対する批判的となる。特に羅家倫による文章が発表された後には、それに刺激された反対派が猛烈に反駁しただけでなく、羅の文章をまとめた『簡体字運動』を教育部が立法院や政府の各機関に送付したため、羅の主張が政府の主張を代弁しているという認識が広まり、教育部に対する反発は一層強まる³⁶。簡体字反対派の中でもその代表的論者であった胡秋原³⁷は、「政府は簡体字を公布施行してはならない」と題した文章を『新生報』に二日連続で掲載するなど³⁸、矛先は羅家倫個人に対してだけではなく政府そのものに対して向けられることとなった。

廖維藩を始めとした立法委員によって提出された「文字制定程序法案」の審議に際しては、立法院の全体会議（第13会期第10次会议から14次会议）において、5日間（3月19日、26日、30日、4月2日、6日）に渡って白熱した討論が展開された。この全体会議では合計32名の立法委員が発言したが、同案に不賛成、もしくは中立の立場で同案の保留を表明したのはわずか7人であった³⁹。会議では発言を希望する者が多すぎたため、本会議での討論は4月6日をもって打ち切れ、その後は立法院の教育、内政、法制の3委員会による全体委員会議で専門家らを招き定期的に審議することが賛成多数で可決された⁴⁰。

その「立法院教育内政法制委員会全体委員会議」は合計3回（4月24日、29日、5月26日）開催され、教育部長である程天放や羅家倫を始め、田培林、董作賓、高明、潘重規、毛子水、といった学者を含めた合計19人⁴¹が意見を発表した。しかし、この中で簡体字整理の必要性を主張したのは程天放、羅家倫、毛子水、程發軔の4人のみであった⁴²。

立法院における討論は、毎回会議が開催される度に詳細に報道されていたため、論争の場は立法院だけにとどまらず、広く新聞や雑誌などのメディア誌上において展開をみせていった。この簡体字論争に対する雑誌メディアの反応としては、賛成派として明確な簡体字採用を主張したのが『自由中国』⁴³であった。たとえば、1954年4月の社説「字体の簡略化に対するわれわれの意見」では、簡体字の実施に対する全面的な支持を次のように表明している。

「この一ヶ月半の間、新聞雑誌誌上では字体の簡略化の問題をめぐる激しい論争が行われている。立法院でもこの件で何日間も討論が続けられている。(略)…字体の簡略化は大衆の要求であり、これは空説ではない。民間及び商業上においては通用の簡体字が多く存在し、公文書の中にも多く存在し、また軍の文書にも多くの通用簡体字を見ることができる。これは全て字体の簡略化が一個人や少数の人間による奇抜な考えによるものでは決してなく、大衆の普遍的な要求であることを証明するものである。では、大衆はなぜ字体の簡略化が必要としているのだろうか。その理由は簡単である。それは、文字は思想と感情を表現する道具だからだ。道具というのは本来、その機能が損なわれないという条件下においては単純であればあるほど良い。文字の使用とは思想と感情を表現する手段と過程であり、その手段と過程においては時間が省ければ省けるほど良いのである。(略)…反対する者の中には、传统文化の破壊であり、国家文化の命脈を脅かす、と言ってこの問題を深刻に捉えすぎている者もいる。しかし、このような言い方は時代病の一種（他人にレッテルを貼り付ける時代病⁴⁴）に冒されているともいえ、文化、国家、そして人民の関係を全く理解していないのである。文化とは時代の要求に適應するものであり、国家とは人民のために存在するのである。その中で、字体の簡略化とは、大衆の要求そのものなのである！」⁴⁵

『自由中国』を始めとした賛成派メディアも、総じて強調していたのが一番目に掲げた「字体の簡略化は大衆の要求である」とした主張であった。その『自由中国』の主張は明快であり、簡体字が大衆の要求である以上、速やかに実施されるべきで、また、保守的な観念を捨て去るためにも文字の簡略化が行われるべきとされた。

しかし、このように明確な簡体字支持を一貫して表明していたメディアは多くなかったといえる。例えば、当初は簡体字推進に対する明確な支持を社説で表明していたものの、立法院で反羅家倫の動きが起こった後にその論調を弱めた『公論報』のように⁴⁶、論争開始当初は圧倒的に賛成の立場を表明していたメディアも、論争の展開とともにその主張を弱めたり、変化させていったりした。以前には簡体字支持を記者のコラムなどで掲載していたものの、立法院における「文字制定程序法案」の審議開始以降、「簡体字は既にわれわれの間で既成事実となっており、制定することはさほど重要なことではない」、「政府は提唱をすることは自由であるが強制すべきではない」との立場を社説で示した『聯合報』も同様であった⁴⁷。このように、立法院における騒動後にその簡体字支持を撤回したメディアは少なくなかった。

そもそも、賛成派と反対派の「文字」に対する認識は初めから大きく異なるものであった。羅家倫を始めとする賛成派は、文字を「思想伝達の道具」であるとして捉え、一方の反対派は「民族传统文化の象徴」であるとの考えに立脚していた。前者は、「文字の簡略化は思想伝達を容易にさせ、近代化を促進させる」と主張し、後者は「文字の簡略化をすれば民族固有の传统文化が破壊される」として、これを真っ向から否定した。

だが、この論争が激化していった要因には、体制内における思想的、派閥的対立と、その文化観の相違が影響を与えた側面を指摘することもできるだろう。国民党の文化政策には、CC派⁴⁸の

影響が大きかったことが指摘されているが、そのCC派の主導する文化政策には「民族主義的」かつ「文化保守主義」の傾向があったといわれる⁴⁹。廖維藩を始めとした立法委員106人によるこのような文化保守的な色の濃い法案の提出も、廖個人の文化観もさることながら⁵⁰、中央民意代表が改選されなかったためCC派が立法院で依然多数を占めていたこと⁵¹に起因していたとも考えられよう。反対派の多くは民族主義的な理由でもって文字改革の反対を主張し、『簡体字運動』が起こったのは、その歴史的背景として、国家が戦争に敗退したことで民族の自信を完全に喪失したことにより本国の文字の優美さに対する自信も揺らいだのである⁵²という意見は反対派の軸ともいえる論理であった⁵³。

やがて、立法院での審議が終盤に差し掛かると論争は徐々に落ち着きをみせる。『自由中国』の社説から1ヵ月半後には、全面賛成派としての『自由中国』に対抗する『民主評論』が、「無精さこそが中国の科学化を妨げる最大の原因」と題した社説で、賛成派が常用する「文字の簡略化は中国の科学化に不可欠」とするスローガンを逆手に取り次のように論じた。

「簡体字の論戦は、もうじき収束しようとしている。ここでは、双方の主張の是非や得失について議論するつもりはない。われわれが指摘したいのは、簡体字を主張する人が総じて、科学化という看板を直接的もしくは間接的に掲げることで護符とし、簡体字を推進しないと科学化を妨げることになるという認識の上に立っていることである。しかし、彼らが出している論証とは、問題そのものに対する最低限の思考能力と、文化的な重大問題に対する真の責任感が欠落していることを十分に証明するものであり、従って、彼らが騒ぎ立てている主張というのは、彼等の持つ無精さの自然な現れに過ぎないのである。このような無精さこそが中国の科学化に対する真の妨げなのであり、科学化を妨げる者はわざと科学化の看板を掲げることで他を脅し、これが中国の科学化の前途をなおさら遠のかせるのだ。」⁵⁴

ここでは、文字を速く書くことが効率化につながり、時間の短縮により更に多くの知識を吸収することができ、そのことが「科学化」にとって有益であるとする賛成派の主張を正面から否定するものであった。この「中国の科学化」という点では、羅家倫は日本が近代化建設に先んじていることを挙げ、戦後日本が実施した漢字の簡略化も同様に参照すべき例として言及し、それを賞賛していた⁵⁵。だが、これに対しては、「日本が漢字の簡略化をしているのは、自主独立の日本文化を打ち立てるためであり、将来はいつの日か完全に漢字を撤廃するだろう」⁵⁶といった潘重規のような反対意見が多くあったように、日本における漢字の簡略化は、中国文化圏からの離脱という目的において推進されていることから、それを「科学化」と単純に同一視すべきではないとして、むしろ非難を集める結果となり、簡体字に対する風当たりは強まる一方となった。

賛成派は常に「簡体字は『大衆の要求』である」として簡体字の必要性を訴えていたが、その主張に対して反対派は「それを裏付ける調査は実施されたことがないから根拠がない」として反論を行っていた⁵⁷。だが、「大衆の簡体字に対する要求度」に関するそのような世論調査も、1954年4月に『聯合報』が実施している⁵⁸。その調査は、同紙の読者を対象とした質問紙調査によっ

て実施され、有効回答数は17,480名であった⁵⁹。その結果は、簡体字の公布・制定に対する賛否を問う設問に対して、「賛成」が7,315人（「本省籍」2,888人、「外省籍」4,427人）で全体の41.84パーセント、「反対」が4,807人（「本省籍」1,178人、「外省籍」3,629人）で全体の28パーセントであり、「簡体字は推進できるが法で定めたり統一したりすべきではない」が5,358人（「本省籍」1,425人、「外省籍」3,933人）で全体の30.16パーセント、という結果が出た⁶⁰。

「賛成」と「推進できるが法で定めたり統一したりすべきではない」を合計すると、簡体字推進に対して肯定的な割合は全体の72パーセントにもなり、この調査結果から見ても、「大衆の意見」として簡体字推進に賛同する声が多数を占めていたのは疑いもない事実である⁶¹。だが、この調査が実施された後も、「台湾は光復して10年も経過しておらず」、「中国文字は4億人の問題であり、1省での世論調査で代表されるべきものではない」とした胡秋原の主張のように、台湾で行われた調査は大陸の全人民を代表するものではないから効力を持たない、という主張でもって反対派は反論した⁶²。台北を臨時首都として定めてからすでに約5年が経過し、大陸反攻が何においても先行されるべき事項として認識されていた時、このような文化的問題は、「大陸奪還後に改めて議論すればよいもの」であり、「台湾においてこの問題を議論すること自体が無駄に労力を消耗するもの」⁶³であった。これはあくまで憶測に過ぎないのであるが、この胡秋原の主張からは、大陸反攻を強く求めつづける立法委員たちと、それを実施できない政府との間の緊張関係をも孕んでいたように思われてならない⁶⁴。

このように、簡体字論争においてはさまざまな議論が展開されたのだったが、この簡体字論争は明確な結論を得ないまま棚上げ状態で終わりを迎える。この論争収束の分水嶺としては、1955年5月8日の「中国文字学会」⁶⁵成立が挙げられるだろう。高名な学者や立法委員など140名以上の会員を集めて結成された中国文字学会が、この簡体字論争で振起されたような文字改変の動きを抑止することを目的とするものであったことは、「文字制定程序法案」を提出した廖維藩の主導によって作られ、その廖が同学会の理事の座に就いていたことから明白である。

成立大会には程天放の後任として教育部長に就任した張其昀も列席し、「貴会の成立は、中国文字の研究と国文教学を進歩させ、歴史の新たなページを切り開くものである。貴会が与えるその影響とは、教育の一部分だけに限られず、民族全体の復興と真の文芸復興のため、斬新な機運と無限の将来を開拓するものである」⁶⁶と述べ、また蒋介石もその成立大会における訓示の中で「如何に国民に文字の重要性を理解させ、文字に対する教養を深めさせるかという点に向かって尽力することを期待し、深く望みをかける次第である」⁶⁷と学会に対する希望を述べており、このことは、文字改革に反対する同学会が政治的な場における発言力を勝ち得たことを暗に意味するものであった。

当初は簡体字に対して「提唱の必要がある」と発言し、明確にその支持を打ち出していた蒋介石も、保守派からの激しい抵抗や共産党政権の文字改革の動向を考慮してか、論争の開始以降は簡体字に関し言及することはなかった。同年10月、中国文字学会は簡体字論争を鎮めるため、賛成派と反対派の両者の言論を網羅した『中国文字論集』を出版したが、この758頁にも渡る「簡体字論争の総決算」としての論集の出版は、論争の鎮静化に大きく貢献したといえよう⁶⁸。

結局、1956年6月21日に教育部令として、①学校における学生の宿題や課題、②試験の問題と答案、③文教機関および出版社から出版される教科書や雑誌など、の3点において、簡体字使用の禁止と書式（上から下、もしくは右から左へ）を規定する「台45（社）字第5866号」令が通知された⁶⁹。この教育部による禁止令においては、「共匪がわが国の伝統文化を破壊し、ラテン化の簡体字を推進している」ことが簡体字の使用禁止の理由として明確に記されていることから、この時点ですでに共産党による簡体字の推進が伝統文化の破壊である限り、国民党によるこれ以上の簡体字の研究とその採用は困難であることが示唆されていたといえよう。この教育部令は大陸で同年1月に国務院から「漢字簡化方案」が公布されたのを受けたものといえ、共産党が簡体字を全面的なラテン化の前段階において使用することを決めた時点で、簡体字に対する国民党の態度は決定付けられたといえる。

廖維藩らが提出した「文字制定程序法案」は審議の結果、「保留」とされ、成立に至ることはなかったが、また一方の簡体字研究委員会も保守派の圧力を受け、活動停止を余儀なくされた⁷⁰。改革を望む声は完全には消えることはなかったものの⁷¹、国民党による文字改革は台湾において再び挫折し、戦後台湾における最初の簡体字論争はここで一旦収束したのだった。

第5節 二度目の簡体字論争——何応欽による「簡筆字」

やがて、台湾における最初の簡体字論争から15年近くが経過した後、二度目の簡体字論争が開始する。国民党第10次全国代表大会開催期間である1969年4月10日、何応欽⁷²が中央評議委員会第1次大会において「簡筆字」⁷³の必要性を主張、「建議由教育部会同中央研究院、切實研究整理簡筆字、以適当前之教学实用以及光復大陸後文教設施案」（教育部と中央研究院において簡筆字の研究整理を適切に実施することをもって、当面の教学上の使用並びに大陸光復後の文教機関に適應させる案）を提出した。

何応欽によるこの「簡筆字」整理の必要性として挙げられたのは具体的に次の5点であった。その5点とは、①教学上の必要性、②社会人士のための一般的な必要性、③軍事上の必要性、④簡筆字の自然的形成における必要性、⑤大陸光復後の文教施策の必要性、であった。

何応欽は、字体の簡略化には「当面の差し迫った必要性」があり、なおかつ「当面の教学上の実用性、及び大陸光復後における文教機構の必要性に適う」ものであると主張し、その整理の具体的な方法として、①教育部と中央研究院が既にある「簡筆字」の研究と整理を行う、②整理後は教育部が各学校に、行政院が各機関に公布し、また、文化局が提唱と宣伝を行い、国民の一律使用を呼びかける、③行政院新聞局は新聞各社に対して「簡筆字」の使用を提唱し、同時に活字の字母を製造する、④「簡筆字」の整理には、まず先に共産党の簡体字を研究することで混同が起きないようにし、また、大陸光復後の教育宣伝効果を高めるための準備として、人民の再教育に必要な教科書やその他の宣伝品に使用する、とした4点を挙げた⁷⁴。

この何応欽の提議に対しては、以前の論争で簡体字に肯定的な評価を与えていた蒋介石からも「本案は極めて重要であり、教育部など関連機関は専門家を集めて研究グループを組織し、科学

的な方法に依拠しながら研究を進めること」とする指示があり、行政院に送られ審議されることが4月28日の中央常務委員会において正式に決議された⁷⁵。

何応欽によるこの「簡筆字」の提議が出された後は、数ヶ月間に渡って賛成派と反対派が新聞雑誌紙上で再度論争を繰り広げていったが⁷⁶、しかしながら論争開始直後の大方のメディアの反応は非常に良好なものであった。例えば、1969年4月23日の『中華日報』は「簡筆字は慎重に研究整理すべきである」と題した社説で、次のように書いている。

「我が国の文字は筆画が多く、国民学校の小学生が学習するのに困難だけでなく、大学を卒業した者であっても多くの字の筆画を間違える事が多い。それゆえ、すでに存在している簡筆字の推進をもって従来の繁体字に替えることは、ものを書く際の間違いを減少させるだけでなく、ものを書く時間をも短縮することができ、これは実に一挙兩得である。簡筆字は提唱されるに値し、推進されるに適うものであり、その意義はここに述べた通りである。

しかし、われわれが多くの簡筆字を持っていても、国民同士の間でやりとりされる私人の書簡での使用に限られており、一切の公文書は依然として伝統的な繁体字を使用することになっている。公文書では簡筆字が認められていない以上、簡筆字は永遠に繁体字を代用する字とはなり得ない。そのため、簡筆字を長年にわたって使用しているにも関わらず、中国文字上においてあるべき地位が未だに与えられていないのであるが、もし、何応欽氏の建議によって簡筆字が合法の地位を得ることができたなら、これは正に中国文字運用上の一大革新である。」⁷⁷

この『中華日報』の社説のような、「簡筆字」に期待を寄せる論調は多数見受けられ⁷⁸、このことは、依然として台湾社会で簡体字公布の必要性が一定の世論として認識されていたことを意味するものであった。

しかし、以前の論争で棚上げとされた簡体字の再推進を支持する論調がメディアにおいて復活したのも、何応欽の提案が「新たな簡筆字は作らず、すでに社会上に存在する現有の簡筆字に限定すること」を条件としたからであった。そのような、「新たな簡体字を作らない」という条件を推進の前提し、共産党政権による簡体字との区別を明示したのも、以前の簡体字論争で保守派が常用した「民族伝統文化の破壊」といった非難に対処するためと思われる。このようにして、台湾における簡体字問題は再び政府に提起されたのである。

当時の台湾では、大陸の文化大革命を伝統文化の破壊として非難する国民党政府によって、中国固有の伝統文化の保全と提唱を目的とする「中華文化復興運動」が1966年から開始されていた⁷⁹。この何応欽が簡筆字の必要性を呼びかけた1969年は、その中華文化復興運動開始後まもなくであり、当然ながら簡筆字問題は運動の範囲内で取り扱われるべき問題とされた。何応欽による簡筆字は、同運動の中心的推進機関である「中華文化復興運動推進委員会」（「文化復興委員会」と略称）の委員会議において議論された。当時、蒋介石が会長を兼任する文化復興委員会は、文化復興運動を指揮する組織として、政府各省庁のトップが要職を兼任する文化政策の中心的推進

機関であった⁸⁰。

林語堂⁸¹も積極的な簡体字推進論者の一人として『中央日報』誌上などに多くの賛成意見を発表していたが、その林も文化復興委員会では常務委員として簡体字整理を主張していた。何応欽による「簡筆字」の建議が行われた翌月の5月27日、林語堂は文化復興委員会の常務委員会で簡体字の整理を「中華文化復興運動の範囲内で進めるべき」として「簡体字実施委員会」の設置を提言する臨時の意見報告を行い、簡体字の積極的な推進を次のように提唱した（[]内は引用者）。

「文化復興のその主旨とは、我が国の文化の優良な部分を発揚しながらも、新しい知識の吸収に反対しないことです。（略）…簡体字の整理工作に関しましては、民国25年以来提唱がなされてきましたが、作業の困難を恐れ、一貫して『内熱外冷』（本当は実施したいにも関わらず外に対してはそうでないように装う）といった態度をとってきました。今にちわれわれは、現代化を、新しさと速さを求めるようにとされた総統の公示に基づいて、この〔簡体字整理〕工作を工作範疇内に入れるべきです。そして、推進の責任を負い、且つ断固とした賛成の態度で簡体字実施委員会、或いは小組を成立し、年長者を招聘して若者を指導し積極的に進めるべきです。もしくは、教育部が国民党の立場に立って積極的に推進し、これを以て全面的な革新の精神を示すべきです。」⁸²

林語堂は、その作業の煩雑さから「簡体字実施委員会」の設置が文化復興委員会内では実現が困難としても、教育部が「国民党の立場に立って」行い、また、文化の復興が人々に対して「復古」の印象を与えないためにも、簡体字の実施によって文化復興運動の「革新の精神を示すべき」と説いた。この林の提言に対しては、当該案を文化復興委員会内の教育改革促進委員会に送り、研究審議を経て次回の常務委員会で報告するというものであったが、その後の常務委員会議でこの議題は扱われることはなかった⁸³。このことから明らかなように、簡体字に関する話題が文化復興委員会から立ち消えてしまったことは、文化復興委員会、並びに政府内部で反対意見が賛成のそれを上回っていたという事に他ならない。事実、閻振興は教育部長に在任中であつた1966年2月、「国語教育輔導會議」で得た結論として、簡体字に対しては「自然な発展にまかせ、禁止や提唱もすべきではない」とする見解を述べている⁸⁴。このことから、簡体字を推進すべきではないとした方針は政府内において既に揺ぎ無いものとなっていたと思われる。

また、文化大革命に対抗して開始された中華文化復興運動においては、国民党政府の「伝統文化の保護者」としての建前上、簡体字反対の論調がより一層の正当性を獲得していったことは簡体字論争の収束に大きな働きをなしたといえよう。例えば、何応欽による「簡筆字」の建議に反対する中国文字学会が1969年12月15日に発表した「反対運用政府権力頒行簡筆字宣言」の中でも、「現在において、白話が提唱され過ぎたことにより文言はすでに読まれることがなくなってしまっており、将来文字の簡略化が推し進められるようになれば、正字は理解されなくなってしまふ。このようなことは、中華文化の復興に対する致命傷であり、中国固有文化を断ち切る剣

なのである（下線は引用者）」として、文化復興と相反する存在としての簡体字の位置付けが明確に記されている⁸⁵。このように、1950年前半に起こった論争が共産党による簡体字の公布によって終結させられて以降、既に文字改革は「語る」ことが出来ても、その実現を許容する可能性は国民党内にはほぼ存在し得なくなっていたと考えられる。

何応欽の建議から2ヶ月が経過した時点において、「何応欽の提議案は学者や社会各界からの良好な反応を得た」（『大華晩報』）と評されていたように⁸⁶、新聞雑誌誌上で当初見受けられた論評の多くは何応欽の提議に賛同するものであったものの、結局その議論も自然消滅に至ることとなる⁸⁷。

第6節 陳立夫による「標準行書」の制定

何応欽の提案から5年後、文化復興委員会では陳立夫の主導の下で、1974年10月に「標準行書研究推進委員会」⁸⁸（「標準行書委員会」と略称）が組織される。行書の標準を制定する目的で設立された委員会は、同時に「標準行書をもって簡筆字を代替させる」ことを目的としたものであり⁸⁹、それまで二度に渡って起こった簡体字論争を終結させる意味合いを持つものであった。

この標準行書委員会による行書の推進と簡体字との関係について、文化復興委員会で常務委員を務めていた王世杰（当時、総統府資政兼中央評議委員）は、1975年1月の同委員会第26次常務委員会議において次のような発言をしている（[]内は引用者）。

「行書と草書は分けにくいときもあることから、文字の標準化には、正体字の簡略筆記の方が適当であると思います。民国23年、私が教育部長に在任中、中央政治会議に対して簡体字の実施を提案しましたが、学者や専門家を招いて簡体字の研究を進める際の段取りとして、まず教科書で使用する文字から着手致しました。当時、異なる意見があったにも関わらず、依然として多くの方が賛成を表明されておりました。現在では匪[共産党]が簡体字を推進していることから、文字改革に反対される方も多く、よって本会が行うこの標準行書の研究、制定が決して簡体字の推進ではないことを社会に解らせる必要があります。ただ、文字の簡略筆記に至っては需要もあることから、まずは原則について先に取り決めを行うよう政府に提案したうえで、如何に実施するかは適当な時機をみて詳細を検討すれば良いと思います。」⁹⁰

王世杰のこの発言がなされたのは、林の提言からすでに6年が過ぎた後のことである。王は大陸時代に国民党政府が簡体字表を公布した際の教育部長であったが、この発言からも、彼が依然として文字の簡略化に対する必要性を感じていたことが明らかであろう。行書という方法よりも、将来的には「正体字の簡略筆記」（いわゆる「簡筆字」）が望ましいとする王世杰の提案に対しては、文化復興委員会の副会長を務め、標準行書委員会を設立した陳立夫が次のような返答を行っている（[]内は引用者）。

「…工業化社会では時間を重視することから、標準行書の推進においては[文字を]速く書けるようにすることと、また、楷書及び文字の簡素化の意図も含まれております。匪[共産党]が推進している簡体字には、筆記の速度を高めるという意味もむろん含まれてはいるでしょうが、これは中国固有文化の破壊であり、引き合わないものであります。」⁹¹

確かに、「文字」に対する変革の需要があったからこそ、陳立夫は標準行書の整理を任務とする委員会を設立したのだろう。だが、簡体字を共産党の悪行として規定し、繁体字保持の代替としてあくまで行書の整理・推進に限定したところに、その折衷性が現れているといえる。

このような林語堂や王世杰による発言から分かるように、簡体字を共産党の専有物としてではなく、「革新」の象徴として柔軟に捉えるべきとする視点も提示され続けていた。文字の簡素化には「需要があり」、現時点では無理としても、時機を見て将来的に採用の方向へ進むべきとした王世杰の折衷的意見も存在していたが、その「時機」が訪れることはなかった。また、この「標準行書」制定作業が、最終的には蔣経国と蒋介石双方による支持を得て進められたということも、「党の政策」として推進されたことを意味するものであった⁹²。

何応欽が簡筆字の採用を提唱してから8年後、本省籍立法委員の洪炎秋は何応欽が提唱した「簡筆字」に賛同する内容の「談簡筆字」を『国語日報』で発表し、また、立法院第59会期及び第60会期においても簡筆字採用の是非をめぐって質問、政府からの回答を求めた⁹³。だが、この洪の質疑に対する教育部の返答としては、1970年12月16日に学者や専門家17人⁹⁴を招聘して実施された座談会において、参加者のほとんどが「簡筆字は提唱すべきでない」とする否定的見解で一致したという事後報告が述べられたに過ぎず、まともや文字の簡略化問題は閉却されたのだった⁹⁵。

陳立夫が提唱し、文化復興委員会において研究が進められた「標準行書」は、文化復興委員会の会長であった蒋介石の死去から1年後の1976年12月7日に、その会長の座を引き継いだ嚴家淦の指導の下、第8次全体委員会議の審査を通過し、正式に「標準行書範本」と名称が与えられた。その「標準行書範本」は3年間の試用期間を経た後、1982年12月2日に正式公布され、全国の学校の「書法」の時間において使用が開始された。台湾で起きた二度の簡体字論争は、その結論が依然として棚上げ状態とされたまま、学校教育という場に限定されながらも、「標準行書範本」の公布により「識繁写簡」(繁体字を読み、簡筆字を書くこと)が提唱された。

何応欽が簡筆字の採用を提唱した同年の1969年12月25日、台湾において「簡体字運動」の提唱を試みた羅家倫が72歳で他界した。27日付けの『国語日報』では、羅家倫の死を弔う次のような文章が掲載された(〔〕内は引用者)。

「…來台以後、羅先生は簡体字を提唱されたことがあった。簡体字というのは本来全ての読書人が書く字であり、軍の内部や各職業によってはそれぞれ異なった略字があることから、羅先生はこれらの簡略漢字を整理し統一することを主張されたただけであった⁹⁶。しかし、保守派は『隔海遥唱』(海を隔てた[共産党の]遠隔操作によって唱導している)といったお

かしの理由を挙げてこれを阻止しようとした。(略) …現在この案件は何応欽將軍によって再び提出された。(略) …2日ほど前には、中華文化復興委員会が簡略字の整理を1970年度の重点工作に盛り込むことを決定した。これは、すでに羅先生の主張が実現する可能性があることを示している。われわれが羅先生を記念する今日、この案件は出来るだけ早く実現されるべきものであり、またその早期の実現をもって祭礼への最も良き供えとしたい。」⁹⁷

この文章からは羅家倫に対する深い哀悼の念と、羅が推進しようとした簡体字整理に対する支持を読み取ることができる。だが、ここで示された「簡体字整理の早期実現」に対する期待とは裏腹に、文化復興委員会では後に陳立夫による「標準行書」が簡体字整理の代替品としての正統性を獲得したように⁹⁸、羅家倫が生前望んだような文字改革が実現することはなかった。

結びにかえて

以上見てきたように、戦後の台湾においては、「簡体字による文字改革」を求める動きが起こったことで、二度の「簡体字論争」が引き起こされた。戦後台湾の社会的状況に即して見た場合、これらの論争から一体どのような事象を読み取ることが可能なのだろうか。

一回目の簡体字論争に関しては次のことがいえるだろう。50年代初頭の台湾における簡体字制定要求の動きとは、「民衆」と「政府」、それぞれの思惑によって出現したものであった。

まず、民衆の思惑としては、「国語転換に伴う言語習得問題」と「本省籍子女の教育問題」があった。日本の統治から解放され「祖国」復帰した台湾人は新たな「国語」習得の必要性に迫られたが、その新たな「国語」の習得に際しては、文字の繁雑さから、字体簡略化に対する要請が高まった。また、本省籍子女の教育及び進学問題はとりわけ深刻な社会問題として認識されており、学業上の負担軽減を求める声が文字の簡略化を求める動きに連鎖していった。また、これに呼応するように、政府側の意向としても台湾から日本時代の残滓を早急に除去したいという思惑があったことから、日本植民地時代の名残としての日本式簡体字を払拭し、正式な祖国の簡体字の公布・制定をもって祖国文化の注入を果たすとした「現実的需要」が存在していた。

ここで注目すべきは、「台湾民衆に日本時代からの慣習を止めさせ、中国人として『祖国』の正しい文字を使用させる」という政府側の目的が、逆説的に、大陸において棚上げされた「未完の文字改革」としての簡体字問題を再び喚起する結果をもたらした、という点である。回収されてまもない台湾という土地における「台湾民衆の祖国化」の試みが、「簡体字の公布・制定」という、中国の平民文化を近代「国家文化」の一部として標準化しようとする試みを再度呼び起こし、それらが同時進行で行われようとした。このこと自体がまさに、当時の台湾において簡体字問題が喚起されたその特殊性を表すものであったといえるのではなかろうか。

また、簡体字の推進には、国民党政権の「『革新』を示す象徴」としての期待が包含されていたことも指摘できよう。台湾移転後、国民党は党の改造を行い、1953年には土地改革である「耕者有其田」政策を実施するなどして「革新」の態度を示してきたが、「簡体字」はそのような中

で再び議題に浮上してきた。文字の簡略化に対しては台湾社会からの強い要請もあったことから、国民党の「革新」を文化的側面から示す格好の材料でもあった。蒋介石が、「大衆が書くためにある文字が大衆化されなければ、どうしてその効果を発揮することができようか」⁹⁹として簡体字という「文字の大衆化」に対して肯定的な発言を行い、政府が公布に向けて前向きな姿勢を示した1950年代前半の動きには、そのような背景も大きく影響していたと考えられるだろう。

羅家倫が、大陸において挫折した文字改革の再推進を台湾において再び図り、牽引しようとしたのも、そのような国民党の動きと無関係ではないだろう。また、羅家倫にとってみれば、五四運動から継承してきた「改革」に対する不断の精神を「台湾」という土地の上で新たに提示するための、その一環としての文字改革の主張であったとも思われる。だが、大陸の共産党による文字改革が障害となり、簡体字を「中国固有文化の破壊」とみなす主張が簡体字反対派の主要な論理として機能することになったことから、大陸との内戦による総動員状態にあった台湾では、繁体字保全による文化保守主義の姿勢を強めざるを得なくなり、それは1956年1月に大陸で「漢字簡化方案」が公布されたことで決定的となった。要するに、簡体字は国民党政権の台湾移転後に政府が「革新」の象徴として実施する可能性を秘めていたものの、共産党政権に先んじられたことで国民党は兩岸の文化戦においてその「守り」の姿勢を固持せざるを得なくなったのであり、結果的には文化保守主義を主軸とする文化政策の維持を正統化することにつながったといえる。

その後、1969年に二度目の論争の発端となった何応欽による「簡筆字」の提案では、メディアにおいて見られた良好な反応からも分かるように、簡体字公布に対する社会的要求が依然として存在することを知らしめた。だが、簡体字に対する政府の態度は既に揺ぎ無いものとなっており、その要求が実現することはなかった。

しかし、何応欽がこの案を79歳という晩年において提出したのにはそれなりの理由があるだろう。何応欽による「簡筆字」の提案も民衆の利便性というのもさることながら、「大陸反攻後の言語的施策」という点が示されていることから、それは将来的な大陸反抗を念頭に置いた提案であった。すなわち、それは簡体字が実施されて既に長きに渡る大陸人民とのつながりを意識した、大陸反攻に対する晩年の何応欽の思いを象徴するような提案であったといえよう¹⁰⁰。1950年代の論争では「簡体字は中国人全体の問題であり、大陸反攻するまで簡体字問題を語る必要はない」として「大陸反攻」が反対理由に用いられたが、この二度目の論争においては「将来的な大陸反攻のために簡体字を実施すべき」として、逆に「大陸反攻」が簡体字整理の支持理由として用いられており¹⁰¹、この変化も実に興味深い。

その後、1990年代初頭には陳立夫などが「以中国文化統一中国」（中国文化をもって中国を統一する）を呼びかけ、その動きの中で兩岸の文字統一が提唱されるようになると再び簡体字は注目を浴びる¹⁰²。だが、そこでは繁体字を「正体字」として文化的正統性を誇示するスタンスに変化は見られなかった¹⁰³。

大陸時代に棚上げとされ、戦後、羅家倫が主導しようとした国民党の「未完の文字改革」が再び失敗に終わり、一方の共産党が簡体字をもって文字改革を推進したことにより、伝統文化の保護者としてのアイデンティティを国民党政権が保ち続けることは更に補強されていった。しかし、

異なる字体の使用によって兩岸の文化的な差異性が自明のものとして維持され続けることは、単なる「文化戦における防衛処置としての繁体字保持」という当初の意図とは異なる結果を生み出しており、むしろ「兩岸の漢字の差異は、兩岸の交流における障害を作り出し」、¹⁰⁴その隔絶を保持し続けているともいえよう¹⁰⁵。だが、戦後台湾において、「簡体字」の推進による文字改革の主張が脚光を浴び、その「未完の文字改革」が実現の可能性を垣間見せた時期が、一時的ではあっても確かに存在していたということも、現状では揺るがし難くもみえる兩岸の文化的差異性に対して思いをめぐらせる際に、また、忘れてはならない史実なのである。

注

- 1 伝統文化に文化的正統性を求める立場からは「正体字」の名称も用いられる。
- 2 台湾の文献では、この二度の論争を中国大陸時代の「簡体字運動」と連続性を持つものとして位置づけ、「簡体字運動」と称しているものもあるが、台湾における実際の状況としては「運動」の段階に入る以前の、「簡体字の選定・公布の是非をめぐる論争」の段階に止まっていたという現状に鑑みて、本稿では台湾におけるこの二度の動きを「簡体字運動」ではなく「簡体字論争」と表記する。
- 3 台湾の簡体字問題については、宮西久美子の研究において一部言及はされているものの、宮西の研究が中国大陸における文字改革を中心とするものであることから、台湾における動向としては主に1950年代の動きに限定され、また、内容的にも概略的な紹介に止まっている（藤井（宮西）久美子『近現代中国における言語政策』三元社、2003年、第4章「漢字の簡略化」を参照）。また、台湾側の先行研究はないものの、文献としては、中国文字学会編『中国文字論集』（台北、中国文字学会、1955年）や、張博宇主編『慶祝台湾光復四十週年 台湾地区国語推行資料彙編（下）』（台中、台湾省政府教育庁、1989年）が詳しい。
- 4 当時、出版会や文化界における字体の簡略化の要求を受け、国民党政府は1935年8月21日に「簡体字表（第一批）」を公布し、「社会に比較的通用する簡体字」324字が小学校教科書などの初等教育の場において一斉に採用されることとなった。しかし、その半年後に戴季陶の反対を受けて簡体字は一時棚上げとされ、事実上撤回された経緯を持つ。詳しくは、村田雄二郎「もう一つの簡体字—漢字とナショナリズム—」田中克彦・山脇直司・糟谷啓介編著『言語・国家、そして権力』新世社、1997年、194-203頁を参照。
- 5 『中央日報』1951年6月18日、第4版。
- 6 その提案が出された四つの理由とは以下の通りである。
 - ①わが国の文字はその数が非常に多く、儒学に通じた修士でもすべてを認識することができない。
 - ②文字が多いにも関わらず、国民が教育を受ける時間は限られており、もしその労力が文字の習得に注がれた場合その他の学科を顧みることができなくなり、科学の発展の大きな妨げとなる。
 - ③普段使用されない古い文字は学者の学問研究には不可欠であるが、例えば公文書、告示、契約書で使用された場合、人民がそれを認識できずに事を誤ることになりかねない。
 - ④全国の優秀な人材が台湾に集まっている現在だからこそ、この機会に通用文字を研究する若干名を招聘し、全面的な革新のための重要な準備を怠るべきではない。
 『台湾新生報』1951年6月18日、第2版。
- 7 同上。
- 8 『台湾新生報』1952年1月18日、第3版。
- 9 張博宇主編『慶祝台湾光復四十週年 台湾地区国語推行資料彙編（上）』台中、台湾省政府教育庁、1987年、452-453頁。

- 10 張博宇編『台湾地区国語運動史料』台北、台湾商務印書館、1974年、158頁。
- 11 座談会では、簡体字制定後の処置について、「行政院へ送り、総統による批准を受けて公布された後は、あらゆる出版物において一律に採用する（私人の場合は任意で使用する）」ことが決められたとされる。これが事実であれば、この座談会の結果として出されたのは明らかに「簡体字推進による文字改革」である。だが、後の立法院における教育部長の発言や、立法委員による発言を見る限りでは、公布後「あらゆる出版物において一律に採用する」という決定をした事実は対外的にあまり知られていなかった感がある。この事実があまり公にされなかった理由については、「政府による強制」に対して抵抗した保守派の非難に対する配慮があったと考えられる。教育部教育年鑑編纂委員会『第三次中国教育年鑑』台北、正中書局、1957年、888頁。
- 12 座談会では次の三原則によって整理、研究が実施されることが決められた。①古来の簡体字に基づく、②一般にすでに通用している簡体字に整理を加える、③「鳥」、「蟲」、「魚」、「食」などの偏旁から着手する。これからの原則にのっとり、まず常用字6,780字を簡略化することが決められた。同上、888頁。
- 13 この18人の名前は次の通りである。羅家倫、請師慎、包明叔、沈剛伯、封中平、毛子水、趙友培、王玉川、齊鉄恨、何容、梁容若、洪樵、王星舟、游彌堅、王寿康、艾偉、董作賓、俞国華。なお、主任委員は教育部長の程天放。同上、888頁。
- 14 羅家倫(1897~1969)は江西省進賢県に生まれ、字を志希という。北京大学在学中に五四運動の学生リーダーの一人となる。欧米での留学を経て1926年に中国へ帰国した後は国民党総司令部編纂委員会委員長、中央党務学校(後の中央政治学校)副主任、清華大学や中央大学校長などを務める。国民党政府の台湾移転後は1950年に台北に移り、国民党党史編纂委員会主任に就任する。1952年からは考試院副院長を兼任し、この間に「簡体字運動」を提唱し、大きな反響を呼んだ。1957年に考試院副院長を辞職、国史館館長となり、1968年まで兼任する。劉紹唐主編『民国人物小伝 第一冊』台北、伝記文学出版社、1975年、287-289頁。
- 15 羅家倫先生文存編輯委員会『羅家倫先生文存 第6冊』台北、国史館・中国国民党中央委員会党史委員会、1988年、474頁。
- 16 『中央日報』1953年10月22日、第3版。
- 17 羅家倫『簡体字運動』台北、中央文物供給社、1954年、5頁、45頁。
- 18 当時の教育部長王世杰によれば、蒋介石は、共産党解放区における「教育実施の重要性と困難」に鑑みて、簡体字の施行について教育部に討議するように命じたという。村田、前掲論文、199頁。
- 19 張博宇主編、前掲書『慶祝台湾光復四十週年 台湾地区国語推行資料彙編(下)』972頁。
- 20 羅家倫先生文存編輯委員会、前掲書、477頁。
- 21 大原信一『近代中国のことばと文字』東方書店、1994年、266-267頁。
- 22 狭間直樹『五四運動序説』同朋社出版、1982年、39頁。
- 23 王世杰「我对羅先生三点特别感想」『伝記文学』第30巻第1期、1977年1月、24頁。
- 24 廖維藩(1897~1968)は湖南省衡山県生まれ、字を華蓀という。北京大学を卒業後、労働大学、中央政治学校、中国公学、上海法学院教授などを務める。また、国民党湖南省執行委員(兼書記長)、首都反省院院長、湖南省政府委員の職に就いた後に立法委員となる。自ら『学粹』雑誌を発行して、伝統的な儒家思想による教育復興を主張、1955年には「中国文字学会」を発足させるなど、中国文字の保存に関しては簡体字の使用に一貫して反対した。国史館編『国史館現蔵民国人物伝記史料彙編 第4輯』台北新店、国史館、1990年、371-373頁。
- 25 「文字制定程序法案」の条文は以下の通りである。
- 第1条 文字の創製及びその整理は、六書の原則を守って取り扱う以外は本法の規定に基づく。
- 第2条 文字の創製及びその整理は、中央研究院の設立する語文研究委員会において取り扱う。

- 第3条 中央研究院は、学術上或いは日用上の需要があるとき、第1条の規定を遵守したうえで新字を創製することができる。
- 第4条 学術人士や学術団体機関及び政府機関は学術上或いは日用上の需要があるとき、第1条の規定を遵守したうえで新字を創製できるが、その場合は中央研究院に之を送り審査を受けること。
- 第5条 中央研究院が創製、或いは審査した新字、及び編纂・校訂した字書韻書は、行政院並びに立法院での審議を通過した後、総統が公布・施行する。
- 第6条 学術上すでに増やされた字は、中央研究院での審査を経るべきであり、もし改正が必要とされるときは、本法の新字創製の手順に従い之を取り扱う。
- 第7条 各地で流行している六書の原則にそぐわない全ての俗体簡体字は、私人間での使用以外は、中央研究院が常時行政院に送り、同文の命令により全国の各機関や学校及び印刷機構で採用を禁止すること。
- 『聯合報』1954年2月28日、第1版。
- 26 『聯合報』1954年3月1日、第1版。
- 27 羅家倫、前掲書、2-5頁。
- 28 同上、7-29頁。
- 29 通常において「民衆」とは、本省人や外省人など全てのエスニック・グループを指して用いられるべき総称であるが、しかしながら、この簡体字論争が台湾という地で起こった理由に焦点を当てて考察した際には、本省人などの「非外省人」側からの視点が極めて重要になってくると考える。従って、本稿でいう「民衆」とは、日本語からの言語転換に直面することとなった、台湾の人口の多くを占める本省人を中心とした「非外省人」（客家や先住民族を含む）と仮定したい。
- 30 何容「对本省国語運動的回憶与希望」『中央日報』1949年11月30日、第7版。
- 31 社説「給青年的補習機会」『中央日報』1951年6月18日、第2版。
- 32 社説「不要傷害民族幼苗」『台湾新生報』1953年5月29日、第2版。
- 33 『台湾新生報』1952年1月18日、第3版。
- 34 羅家倫は簡体字推進の理由として常に学生の学業上の負担軽減を挙げていた。陳春生『新文化的旗手—羅家倫伝』台北、近代中国出版社、1985年、317頁。
- 35 立法院教育内政法制委員会第1次全体委員会議(1954年4月24日)における発言。中国文字学会編、前掲書、167-168頁。『中央日報』1954年4月24日、第1版。
- 36 たとえば、立法委員の李文斉は、教育部に対して書面で質問し回答を求めた中で、「全国の最高教育行政機関である教育部」が私人の著作を立法院に対して送付したのは、明らかに「その内容に同意し、推進したいと願っているからだ」として教育部を激しく非難した。『中央日報』1954年5月5日、第2版。
- 37 胡秋原(1910~)は湖北省黄陂県生まれ。1925年武昌大学入学、1930年早稲田大学留学。1931年に上海で『文化評論』を創刊し、神州国光社の『読書雑誌』の編集にも携わる。1933年福建事変に参加するが失敗し、亡命。その後は香港、イギリス、アメリカを渡り、1939年に帰国、重慶で『祖国』、『民主政治』を創刊する。1945年に国民党第6次全国代表大会候補中央委員に選出されるが、「中ソ友好同盟条約」に反対したため免職となる。1948年に立法委員に選出され、1951年に台湾に移住。その後は1962年に『中華雑誌』を創刊、1988年には「中国統一連盟」名誉主席となり、兩岸の平和的統一を提唱する。1988年国民党除籍。張漱函『胡秋原伝』台北、皇冠出版社、1988年。
- 38 胡はその文章の中で、「中国文字は中国民族の基本財産であり、研究を重ねるべきで、このような大事に関しては急ぐべきではない」とし、文字が政府権力によって統制されるべきではないという主張をもって反対を表明した。また、羅家倫個人に対しても「職権を利用して個人の考えを広めようとする

- べきではない」として非難した。胡秋原「論政府不可頒行『簡体字』(上)」『台湾新生報』1954年3月31日、第2版、同「論政府不可頒行『簡体字』(下)」『台湾新生報』1954年4月1日、第2版。
- 39 その7人の立法委員の名前は次の通りである。羅霞天、候庭督、王德熾、鄧公玄、陳紀滢、張九如、趙祖貽。『立法院公報』台北、立法院、第13会期第3期、1954年5月、82-171頁。
- 40 同上。
- 41 その19名全員の名前は次の通りである。程天放、羅家倫、田培林、董作賓、高明、潘重規、毛子水、沈綱伯、沙学浚、杜学知、李濟、邵祖恭、林尹、宗孝忱、高鴻緝、程發軔、傅隸樸、台静農、戴君仁。張博宇主編、前掲書『慶祝台湾光復四十週年 台湾地区国語推行資料彙編(下)』986頁。
- 42 『中央日報』1954年4月25日、第1版。『中央日報』1954年4月30日、第2版。『中央日報』1954年5月27日、第2版。発言内容については、中国文字学会、前掲書、167-283頁を参照。
- 43 『自由中国』は1949年11月に創刊された政論雑誌である。形式上の発行人は胡適となっていたが、胡適は当時米国に滞在していたため、事実上の発行人は雷震であったとされる。薛化元『「自由中国」与民主憲政』台北板橋、稻郷出版社、1996年、75頁。
- 44 この「他人にレッテルを貼り付ける時代病」という表現は、他人に共産スパイの嫌疑をかけるという、白色テロの状況下にあった50年代当時の社会的な風潮を皮肉ったものといえよう。
- 45 また、『自由中国』がその社説の中で簡体字問題に対する結論として挙げたのは以下の4点であった。
- ①字体の簡略化は大衆の要求であり、実施の必要があるものである。
- ②すでに一般的に使われている簡体字については、楷書と同様の地位が与えられるべきであり、学生が作業簿やテスト用紙にこれらの簡体字を書いた場合、間違いとされるべきではない。教科書と習字本(特に小学生のでは)、できるだけ時期早急にこのような簡体字を採用すべきである。
- ③一般でまだ使用されていない、もしくは形式が多く入り乱れた簡体字は、標準化されるべきである。
- ④標準化は新制簡体字(部首の簡略化を含む)によって行い、教育部が主体となり同文の命令により実施すべきである。立法院は過度に介入すべきではない。
- 社説「我們對於字体簡化的意見」『自由中国』第10卷第8期、1954年4月、3頁。
- 46 1954年1月の『公論報』の社説「文字改革を論じる」では、簡体字採用後は将来的に表音文字化に移行すべきであるとして次のような主張がなされていた。
- 「さまざまな長所があることから、4、50年来、多くの卓見な識者は常に文字改革を提唱してきた。(略)吳稚暉先生が4、50年前に指摘された文字改革の道—注音字母を用いて方塊字をピンイン化させること—は、今日に至るまで、依然として最も正確な道である。台湾における国語運動推進の経験は、表音の字母が国語教育の推進にとって大きな価値があることを証明するに足るものである。これは間違いなく一つの正確な道筋である。(略)我が国の文字を改革する一つの段階を作るものとして、われわれは簡体字の試みに賛成する。だが、改革の目標として、最後には表音文字の方向に向かうべきである。」
- だが、2ヵ月後の社説では「われわれはまず先に、羅先生が提唱されているような簡体字を弁護しているのではない」として、その論調を弱めている。「文字改革は祖国文化にとって無害であり、むしろそれを強める」として文字改革に対しては依然として擁護していたものの、論調のこのような明らかなトーンダウンには、保守派による批判が大きく影響していたと推測される。社説「論文字改革」『公論報』1954年1月13日、第1版。社説「關於簡体字」『公論報』1954年3月3日、第1版。
- 47 社説「談簡体字」『聯合報』1954年3月20日、第2版。
- 48 CC派とは、「中央俱樂部」(Central Club)と呼ばれた国民党内部の特務組織にその名を由来するといわれる派閥であり、陳果夫と陳立夫が指導者であった。「CC」の由来には、Central Clubの頭文字であるとか、二人の「陳」といった意味で付けられたという説がある。陳立夫本人は「CC」の存在を否定しているが(陳立夫『成敗之鑑』台北、正中書局、1994年、435-437頁)、ここでは通例に従う

- こととする。
- 49 黄英哲『台湾文化再構築 1945～1947の光と影』創土社、1999年、162頁。阪口直樹「国民党文化政策の展開と胡適」『季刊中国』第33号、1993年、72-82頁。
 - 50 廖維藩自身もCC派に属しており、廖が発行した『学粹』雑誌(1959～1979)をみても、「儒家思想の復興」と「三民主義の発揚」が発刊の理由として述べられ、その内容も、文化・教育方面における「民族主義的」かつ「文化保守主義的」な傾向を顕著に表すものであった。また、「文言文」の保全を主張する廖は、『学粹』の中で幾度となく「白話文学」を提唱する胡適個人及びその学術観を厳しく批判しており、このような「文学改革」の推進に止まらない簡体字による文字改革の動きは廖にとって絶対に許容できない事項であったと思われる。
 - 51 陳明通(若林正文監訳)『台湾現代政治と派閥主義』東洋経済新報社、1998年、125頁。
 - 52 立法院教育内政法制委員会第1次全体委員会議(1954年4月24日)における高明の発言。中国文字学会編、前掲書、183頁。『中央日報』1954年4月25日、第1版。
 - 53 廖維藩も後に「アヘン戦争後に中国文字が受けた侵害」と題した文章を『台湾新生報』に寄せ、その中で「漢字ローマ字運動」と「漢字ラテン化運動」と並べて「簡体字運動」を挙げ、それらの近代における文字改革の試みが中国文字を混乱させてきたとして厳しく批判している。廖維藩「鴉片戦争後中国文字所受之侵害」『台湾新生報』1965年5月8日、第2版、第5版。
 - 54 社説「懶惰才是妨碍中国科学化的最大原因」『民主評論』第5巻第11期、1954年6月、1頁。
 - 55 羅家倫、前掲書、43頁。
 - 56 潘重規「論羅家倫所提唱之『簡体字』」『台湾新生報』1954年3月29日、第2版。
 - 57 牟宗三「關於簡体字」、中国文字学会、前掲書、289-290頁。
 - 58 調査は、4月12日の『聯合報』紙面に掲載された質問部分に読者が必要事項を記入し、新聞社に郵送で返送するという方法で実施され、その結果が同月25日の同紙紙上で公表された。質問は、「簡体字は採用されるべきである」、「簡体字は採用されるべきでない」、「簡体字は実施できるが法で定めたり統一したりすべきではない」の3つから1つを選ぶというものであった。
 - 59 実際の回答者の総数は21,123名であったが、性別、年齢など、集計後の分析に必要な情報が欠けていたとして3,643名分の回答が無効とされた。なお、15歳未満の者からの回答は、判断能力を考慮して無効とされた。
 - 60 『聯合報』1954年4月25日、第1版。
 - 61 だが、この調査もあくまで外省籍住民の方がサンプル数として多数を占めていることから、もし調査対象が本省籍住民を中心として実施されていれば、より簡体字賛成派の主張を裏付けるような、異なった調査結果が出たことが予想できたと思われる。
 - 62 胡秋原「再論簡体字」『民主評論』第6巻第17期、1955年9月、3頁。
 - 63 同上。
 - 64 例えば、1954年4月20日に開催された立法院の第7次秘密会議において、「政府の施政の重点は、その一切が反攻のためになされるべきである」として政府の施政計画に対する質疑が立法委員によってなされている。『公論報』1954年4月21日、第1版。
 - 65 発起人は、廖維藩、董作賓、李文斉、林尹、胡秋原、潘重規、王広慶、高明、黄建中、沙学浚、相菊潭、杜学知、程発軻、劉振東、林熊祥、楼桐孫、戴君仁、梁寒操、田培林、宗孝枕、束雲章、楊家駱、孔徳成、喬一凡、牟宗三、成舎我、劉錫五、丁治磐、熊公哲、洪陸東、孫邦正、魯蕩平、汪中、江応龍、任培道、王大任、林棟など144人であった。行政院文化建設委員会編、『中華民國国芸社团概況』台北、行政院文化建設委員会、1984年、6頁。
 - 66 張其昀「中国文字与中国民族—44年5月8日在中国文字学会成立会講—」『学粹』第7巻第3期、1965年4月、5頁。

- 67 『聯合報』1955年5月9日、第3版。
- 68 しかし、この論集には一部の重要な論者による賛成意見が収録されていないことが指摘されているように、文字の簡略化に反対する同学会の意向が色濃く反映されたものであった。張博宇主編、前掲書『慶祝台湾光復四十週年 台湾地区国語推行資料彙編(下)』973頁。
- 69 張博宇主編、前掲書『慶祝台湾光復四十週年 台湾地区国語推行資料彙編(上)』454頁。
- 70 同上、968頁。
- 71 熱心な簡体字推進論者であった任卓宣は、1955年に簡体字に反対する立場の「中国文字学会」が設立されたことを受けて、同学会に対抗する「中国文字改革研究会」を独自に組織することを羅家倫への私信の中でもちかけている。羅家倫はその設立案に賛同する内容の返事を返しているが、その名称には異議を唱えている。これは、1954年に名称の酷似した「中国文字改革研究委員会」が共産党によって組織されたことを考慮したものと思われるが、この任卓宣が提案した「中国文字改革研究会」は実際に組織されるまでには至らなかった。羅家倫先生文存編輯委員会『羅家倫先生文存 第7冊』台北、国史館・中国国民党中央委員会党史委員会、1988年、354-355頁。
- 72 何応欽(1890~1987)は、貴州興義県生まれで、字を敬之という。黄埔軍官学校教育長を務め、1935年に日本と梅津・何協定を締結、陸軍総司令部、国防部長などを歴任した。政府の台湾移転後は中央委員会の中央評議委員となり、1986年から総統府資政。国史館編『国史館現蔵民国人物伝記史料彙編 第20輯』台北新店、国史館、2000年、94-96頁。
- 73 何応欽はこの提案において「簡体字」ではなく「簡筆字」という名称を用いている。この理由としては、羅家倫が提唱を試みた「簡体字運動」が失敗に終わっていることだけでなく、「簡体字」という名称が既に共産党政権による伝統文化破壊行為の代名詞として認知されるようになっていたことから、共産党のそれと差別化を図ろうとする意図があった。また、「簡筆字」は古くから社会的に通用してきた簡体字に限定し、人為的に新しく作ることをしないという点において区別された。だが、「簡略化された文字」という点において差異はないことから、本稿では特に断りのない限り「簡体字」と表記する。
- 74 『中央日報』1969年4月11日、第4版。
- 75 その後、この案件は行政院から教育部へ送られ、検討されることが決まった。何応欽編『整理簡筆字提案的回顧与前瞻』台北、国防部、1979年、2頁。
- 76 だが、この二度目の論争では、一度目の論争に対して沈黙を守る知識人が多かったことが指摘されており、そのことは、簡体字問題自体がある種「踏み絵」的存在となっていたことも指摘できよう。
- 77 社説「簡筆字応審慎研究整理」『中華日報』1969年4月23日、第2版。
- 78 社説「賛成整理簡筆字的建議」『聯合報』1969年4月12日、第2版。社説「我們贊同簡筆字的整理」『自立晚報』1969年4月12日、第1版。社説「整理簡筆字有其必要」『青年戰士報』1969年4月16日、第2版。社説「整理簡筆字的途徑」『青年戰士報』1969年4月23日、第2版。
- 79 中華文化復興運動、並びに中華文化復興運動推進委員会の有していた文化的影響力に関しては、菅野敦志「中華文化復興運動と『方言』問題(1966~1976) —マスメディアの『方言番組制限』に至る過程を中心として—」『日本台湾学会報』第5号、2003年5月、を参照されたい。
- 80 同上、3頁。
- 81 林語堂(1895~1976)は福建省龍溪(漳州)県に生まれる。作家、散文家、言語学者として著名。上海聖ヨセフ大学卒業後、清華大学の英語教師を経て欧米に留学、ハーバード大学とライプチヒ大学から博士号授与。「幽默(ユーモア)大師」の愛称で親しまれ、魯迅らと親交があったが、1936年からは40年近くに渡って海外生活を送り、中国文化を紹介する数々の著書を英語で発表した。1966年にアメリカから台湾に移り住み、国民党政府からは上賓としてもてなされた。中華文化復興運動では常務委員となり、主に中国語教材の編纂などを担当した。国史館編『国史館現蔵民国人物伝記史料彙編

第19輯』台北新店、国史館、1999年、235-248頁。

- 82 「中華文化復興運動推行委員会第7次常務委員会議記録」(1969年5月27日)、文化総会所蔵。
- 83 その後の常務委員会の記録には、林が求めた「簡体字実施委員会」設立要望に関する報告や関連の記録は見当たらない。その原因として、林の提議が行われた直後に教育部長の交代があり(閻振興から鐘皎光)、それに伴い自動的に教育改革促進委員会の主任も閻から鐘へ代わったため、委員会で行われるべき審議自体が立ち消えになった可能性も考えられよう。だが、簡体字を支持しないとする方針がすでに前回の論争において政府内で決定付けられていたことが一番の要因であると思われる。「中華文化復興運動推行委員会第8次常務委員会議記録」(1969年7月28日)、文化総会所蔵。
- 84 標準行書推行委員会編『標準行書論文選集』台北、中華文化復興運動推行委員会、1986年、44頁。
- 85 『学粹』第12巻第1期、1969年12月、4頁。
- 83 『大華晩報』1969年6月8日、第3版。
- 87 何応欽は、自身の「簡筆字」の提案とその回顧を、提案から10年後の1979年12月に『整理簡筆字提案的回顧与前瞻』というタイトルで出版している。ちなみに、この本が国防部から出されていることは、何の提案が国防部の意見をある程度代表していたことを意味するものであると思われる。
- 88 委員会の前進である研究グループは1972年に発足した。
- 89 雨廬「勵行文字革新 帶動国家進歩」『中央日報』1972年12月6日、第4版。雨廬「談国字的整理工作」『中央日報』1976年12月21日、第9版。張博宇主編、前掲書『慶祝台湾光復四十週年 台湾地区国語推行資料彙編(下)』984頁。
- 90 「中華文化復興運動推行委員会第26次常務委員会議記録」(1975年1月28日)、文化総会所蔵。
- 91 同上。
- 92 「標準行書委員会」成立の1ヶ月後には、当時行政院長であった蔣経国が何応欽の提案後に党内で再熟した国字整理論争について陳立夫に相談している。陳は、それに対する解決策としてこの「標準行書」制定を挙げ、蒋介石も国字整理問題に対しては最終的に「標準行書の推進が良い方法であろう」とする肯定的な評価を与えていた、とされる。標準行書推行委員会、前掲書、185頁。
- 93 その詳細については、何応欽、前掲書、33-44頁を参照。
- 94 その17人の名前は次の通りである。魯実先、劉正浩、陳新雄、吳璵、劉述先、毛子水、孔徳成、簡宗梧、曾忠華、高明、林尹、林明波、王紹清、応裕康、周何、司馬融編、金祥恆。張博宇主編、前掲書『慶祝台湾光復四十週年 台湾地区国語推行資料彙編(上)』984頁。
- 95 この座談会では、実際に発言したのは毛子水、魯実先、劉正浩、陳新雄、吳璵、劉述先、曾忠華、高明、林尹、周何、金祥恆の11人であったが、簡体字の採用に対して賛成を主張したのは毛子水ただ一人であった。この座談会記録については、同上、985-998頁を参照のこと。
- 96 ただし、この表現は事実と反するといえるだろう。羅家倫が簡体字の公布をもって文字改革を貫徹しようとしていたことは、その主張をみても明らかである。ただ、そのことが保守派の猛烈な反発を招いたことから、配慮してこのような表現に抑えているものと思われる。
- 97 『国語日報』1969年12月27日、第4版。
- 98 たとえば、『国語日報』では「文化復興委員会が簡略字の整理を1970年度の重点工作中に盛り込む」ことが報道されたものの、実際にはそのような工作が実施されることはなく、陳立夫による「標準行書」工作が開始するまで文字整理の動きは皆無であった。
- 99 羅家倫、前掲書、5頁。
- 100 熊宗仁『何応欽晩年』合肥、安徽人民出版社、1995年、218-219頁。
- 101 『聯合報』の社説「簡筆字整理の建議に賛成する」にも以下のような文章があることから、「大陸反攻」イデオロギーが簡筆字整理を支持する当時の論調に対しても影響を与えるものであったことを読み取ることができよう。

「(略) …大陸が事実上共匪の簡体字を使用していることに鑑みて、将来の大陸光復後にこれを完全に廃止するとなると政令の伝達や教育の普及に多大な不便を及ぼすことが考えられる。われわれが今この時に簡筆字を整理することは、将来共匪による簡体字の廃止後に出来る真空を穴埋めする際に有効な手段となるものなのである。」

社説「賛成整理簡筆字的建議」『聯合報』1969年4月12日、第2版。

- 102 汪学文「台湾海峡兩岸漢字統一刼議」『探究中国文字簡化問題論文集』台北、中華民國僑務委員会、1997年、38頁。
- 103 台湾側の態度として示されたのは、やはり共産党側に対して簡体字の使用を停止し、繁体字使用に戻すことであり、「識繁写簡」(繁体字を読み、簡筆字を書くこと)をコンセンサスとするものであった。詳しくは、姚榮松編『中国文字的未來』台北、海峡交流基金会、1992年、を参照。
- 104 汪学文、前掲論文、10頁。
- 105 兩岸における差異化は、最近では文字だけに限らず表音記号であるピンイン表記でもみることが出来る。台湾では、紆余曲折があったものの、2002年に台湾独自の「通用ピンイン」を地名表記に使用することが行政院で決定され、台北市や新竹市を除いて地名表記は「通用ピンイン」によって表記されることとなった。